

株式会社 SBI 新生銀行が発行した債券の サステナビリティファイナンス・フレームワークに対する 適合性評価

株式会社日本格付研究所（JCR）は、株式会社 SBI 新生銀行がサステナビリティファイナンス・フレームワークを参照して発行した債券について適合性評価を実施しました。

<要約>

本第三者意見書は、株式会社 SBI 新生銀行が実行したサステナビリティファイナンスのうち、2023年2月末現在で残存している債券の、SBI 新生銀行の策定したサステナビリティファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）への適合性を評価したものである。

株式会社日本格付研究所（JCR）は、2021年2月1日に SBI 新生銀行のサステナビリティファイナンス・フレームワークに対して、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価 SU1(F)を付与している。

本第三者意見書の目的は、本評価対象の発行に係る体制が、本フレームワークに定める（1）調達資金の用途、（2）プロジェクトの選定プロセス、（3）調達資金の管理、（4）レポートニングの4要素への適合性を確認することである。

適合性の確認対象は、第13回無担保社債（本評価対象）である。

1. 調達資金の用途

資金用途は後述のとおりである。JCRは本評価対象の資金用途の対象となるプロジェクトが本フレームワークに定める適格クライテリアに準拠していることを確認した。

なお、資金用途の対象となるプロジェクトが環境・社会に及ぼしうる負の影響を SBI 新生銀行が精査し、発行後のモニタリングにおいて問題ないと判断していることを、JCRは SBI 新生銀行に対するヒアリングにより確認している。

2. 資金用途の選定プロセスに係る妥当性および透明性

本評価対象を発行するに際して実施されたプロセスは本フレームワークにしたがっていることを、JCRは SBI 新生銀行へのヒアリングにより確認している。

また、本評価対象を発行する際の目標・基準およびプロセスは、SBI 新生銀行のウェブサイト上にフレームワークを開示することにより、投資家に対して事前に説明している。

3. 資金管理の妥当性および透明性

本評価対象にかかる資金の充当状況は6ページに記載のとおりである。未充当金額について、SBI新生銀行は各評価対象の発行後1ヶ月以内もしくは代替のプロジェクトとして選定後速やかに充当していることをJCRは確認している。

SBI新生銀行へのヒアリングにより、本評価対象に関する追跡管理が本フレームワークに従って実施されていることを、JCRは確認している。

4. レポーティング

SBI新生銀行は、本評価対象にかかる直近時点での資金の充当状況、インパクト・レポーティングとして本フレームワークに定められた項目をSBI新生銀行のウェブサイト上で開示することを予定している。なお、2021年12月現在でのレポーティングは予定通り適切に実行されていることを確認した。

以上より、JCRは本評価対象が本フレームワークの各要素へ適合していると評価した。

*詳細な適合性評価の内容は次ページ以降をご参照ください。

第三者意見

評価対象：株式会社 SBI 新生銀行が発行した債券のサステナビリティファイナンス・フレームワークに対する適合性評価
(モニタリング対象：2021 年 3 月～2023 年 2 月)

発行体：株式会社 SBI 新生銀行

2023 年 3 月 20 日
株式会社 日本格付研究所

目次

<要約>	- 3 -
I. 第三者意見の位置づけと目的	- 4 -
II. 本意見書における確認項目	- 4 -
III. 本評価対象の一覧	- 5 -
IV. 本フレームワークとの適合性確認	- 5 -
1. 調達資金の使途	- 5 -
2. 資金使途の選定プロセス	- 5 -
3. 調達資金の管理	- 6 -
4. レポーティング	- 6 -
V. 結論	- 7 -

<要約>

本第三者意見書は、株式会社 SBI 新生銀行が実行したサステナビリティファイナンスのうち、2023 年 2 月末現在で残存している債券の、SBI 新生銀行の策定したサステナビリティファイナンス・フレームワーク（本フレームワーク）への適合性を評価したものである。

株式会社日本格付研究所（JCR）は、2021 年 2 月 1 日に SBI 新生銀行のサステナビリティファイナンス・フレームワークに対して、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価 SU 1(F)を付与している¹。

本第三者意見書の目的は、本評価対象の発行に係る体制が、本フレームワークに定める（1）調達資金の使途、（2）プロジェクトの選定プロセス、（3）調達資金の管理、（4）レポーティングの 4 要素への適合性を確認することである。

適合性の確認対象は、第 13 回無担保社債（本評価対象）である。

1. 調達資金の使途

資金使途は後述のとおりである。JCR は本評価対象の資金使途の対象となるプロジェクトが本フレームワークに定める適格クライテリアに準拠していることを確認した。

なお、資金使途の対象となるプロジェクトが環境・社会に及ぼしうる負の影響を SBI 新生銀行が精査し、発行後のモニタリングにおいて問題ないと判断していることを、JCR は SBI 新生銀行に対するヒアリングにより確認している。

2. 資金使途の選定プロセス

本評価対象を発行するに際して実施されたプロセスは本フレームワークにしたがっていることを、JCR は SBI 新生銀行へのヒアリングにより確認している。

また、本評価対象を発行する際の目標・基準およびプロセスは、SBI 新生銀行のウェブサイト上にフレームワークを開示することにより、投資家に対して事前に説明している。

3. 調達資金の管理

本評価対象にかかる資金の充当状況は 6 ページに記載のとおりである。未充当金額について、SBI 新生銀行は各評価対象の発行後 1 ヶ月以内もしくは代替のプロジェクトとして選定後速やかに充当していることを JCR は確認している。

SBI 新生銀行へのヒアリングにより、本評価対象に関する追跡管理が本フレームワークに従って実施されていることを、JCR は確認している。

4. レポーティング

SBI 新生銀行は、本評価対象にかかる直近時点での資金の充当状況、インパクト・レポーティングとして本フレームワークに定められた項目を SBI 新生銀行のウェブサイト上で開示することを予定している。なお、2021 年 12 月現在でのレポーティングは予定通り適切に実行されていることを確認した。

以上より、JCR は本評価対象が本フレームワークの各要素へ適合していると評価した。

¹ SBI 新生銀行 サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価レポート（2021 年 2 月 1 日公表）
<https://www.jcr.co.jp/download/2b427254735798f93d242fd5137fc5cc23f234d42ee5091be7/20d1153.pdf>

I. 第三者意見の位置づけと目的

本第三者意見書は、SBI 新生銀行が実行したサステナビリティファイナンスのうち 2023 年 2 月末現在で残存している債券の、本フレームワークへの適合性を評価したものである。

JCR は、2021 年 2 月 1 日に本フレームワークに対して、JCR サステナビリティファイナンス・フレームワーク評価 SU 1(F)を付与している。

本第三者意見書の目的は、本評価対象の発行に係る体制の、本フレームワークに定める (1) 調達資金の使途、(2) プロジェクトの選定プロセス、(3) 調達資金の管理、(4) レポーティングの 4 要素への適合性を確認することである。

II. 本意見書における確認項目

本項では、本評価対象の本フレームワークの適合性に関して確認すべき項目を記載する。本意見書では、本評価対象によって調達された資金の使途およびレポーティングについて重点的に確認を行う。

1. 調達資金の使途

本評価対象の資金使途の対象となるプロジェクトが、本フレームワークで定めている適格クライテリアに適合しているかについて確認する。また、資金使途の対象となるプロジェクトが環境・社会に対して与えるネガティブな影響について確認する。

2. 資金使途の選定プロセス

本評価対象の発行にかかるプロセスは、本フレームワークに定めた通りとなっているか確認する。

3. 調達資金の管理

本評価対象によって調達された資金が本フレームワークに定めた計画に従って、対象となるプロジェクトへ充当されているか、本フレームワークに即して適切に追跡管理が行われているかについて確認する。

4. レポーティング

本評価対象にかかる資金の充当状況およびインパクト・レポーティングの内容が、本フレームワークに即したのものになっているか、また適切に開示されているか（開示される予定が明確か）確認する。

III. 本評価対象の一覧

本評価対象は、SBI 新生銀行が本フレームワークに基づき実行したサステナビリティファイナンスのうち、2023年2月末現在で残存している下表に記載の債券である。

対象	発行額	発行日	償還日	利率
第13回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（サステナビリティボンド）	100億円	2021年3月12日	2024年3月12日	0.150%

IV. 本フレームワークとの適合性確認

1. 調達資金の用途

本評価対象の資金用途（2022年12月末基準）は下表のとおりである。2021年12月末基準と比べ、太陽光発電設備が1ヶ所増え、高齢者向け設備が1ヶ所減少している。JCRは資金用途の対象となるプロジェクトがいずれも本フレームワークに定める適格クライテリアに準拠していることを確認した。

なお、SBI 新生銀行は資金用途の対象となるプロジェクトが環境・社会に及ぼしうる負の影響を精査し、また発行後のモニタリングにおいて問題ないと判断していることを、SBI 新生銀行に対するヒアリングにより JCR は確認している。

以上より、JCR は本評価対象の資金用途は本フレームワークに適合していると評価した。

<資金用途の概要（取得資産一覧）>

■第13回無担保社債

プロジェクト名	プロジェクトの概要	本フレームワークで該当する適格クライテリア	充当金額
風力発電設備 (4件)	風力発電設備向け融資	再生可能エネルギー	40.5億円
太陽光発電設備 (7件)	太陽光発電設備向け融資	再生可能エネルギー	36億円
高齢者施設 (2件)	高齢者向け施設	高齢者向け施設	23.5億円
合計			100億円

2. 資金用途の選定プロセス

本評価対象を発行/実行するに際して実施されたプロセスは本フレームワークに従っていることを、JCRはSBI 新生銀行へのヒアリングにより確認している。

また、本評価対象を発行/実行する際の目標・基準およびプロセスは、SBI 新生銀行のウェブサイト上にフレームワークを開示することにより、投資家に対して事前に説明している。

以上より、JCR は本評価対象にかかるプロセスは本フレームワークに適合していると評価した。

3. 調達資金の管理

本評価対象にかかる資金の充当状況は下表のとおりである。未充当金額について、SBI 新生銀行は本評価対象の発行後 1 ヶ月以内、もしくは資金使途の対象となるプロジェクトとして速やかに再充当していることを JCR は確認している。

本評価対象に関する追跡管理は、本フレームワークに従って実施されていることを SBI 新生銀行へのヒアリングにより JCR は確認している。

また、リファイナンスに充当された資金については、発行より遡って 24 ヶ月以内に SBI 新生銀行からプロジェクトへの資金実行が行われたものであることを JCR は確認している。

以上より、JCR は本評価対象の資金管理体制は本フレームワークに適合していると評価した。

<資金の充当状況>

■第 13 回無担保社債

プロジェクト名	新規/リファイナンス	充当タイミング	充当額/未充当額 (2022 年 12 月末)
風力発電設備 (4 件)	リファイナンス	社債発行後 2021 年 3 月末まで	40.5 億円/なし
太陽光発電設備 (7 件)	リファイナンス	社債発行後 2021 年 3 月末まで/ 再充当後速やかに	36 億円/なし
高齢者施設 (2 件)	リファイナンス	社債発行後 2021 年 3 月末まで	23.5 億円/なし

4. レポーティング

a. 資金の充当状況に係るレポーティング

SBI 新生銀行は、本評価対象にかかる資金の充当状況として以下の項目を SBI 新生銀行のウェブサイト上で開示することとしている。

- ・資金使途の対象となるプロジェクトの概要
- ・充当金額
- ・未充当金額

SBI 新生銀行は、2021 年 12 月末時点でのレポーティングとして上記項目を開示している。また、第 13 回無担保社債の 2022 年 12 月末時点でのレポーティングも新たに開示する予定としている。

b. 環境改善効果・社会的便益に係るレポーティング

SBI 新生銀行はインパクト・レポーティングとして、以下の項目を SBI 新生銀行のウェブサイト上で開示することとしている。

プロジェクト名	本フレームワークで該当する適格クライテリア	開示内容
風力発電設備	再生可能エネルギー	発電容量、発電実績、CO ₂ 削減量
太陽光発電設備	再生可能エネルギー	発電容量、発電実績、CO ₂ 削減量
高齢者施設	高齢者向け施設	アウトプット 施設の概要、件数 アウトカム サービスを受ける人数（総居室数、平均利用者数） インパクト プロジェクトの実施により期待される SDGs や国・地域の目標への貢献

SBI 新生銀行は、第 13 回無担保社債の資金使途の対象となるプロジェクトである太陽光発電設備・風力発電設備および高齢者施設に関して、2021 年 12 月末時点でのインパクト・レポーティングを開示している。開示内容は、本フレームワークに即して適切である。また、第 13 回無担保社債の 2022 年 12 月末時点でのインパクト・レポーティングも新たに開示する予定としている。開示予定の内容は本フレームワークに即して適切な指標・情報が選定されていることを確認している。

以上より、JCR は上記開示項目が本フレームワークに記載されている内容と適合していると評価した。

V. 結論

以上より、JCR は本評価対象が本フレームワークの各要素へ適合していると評価した。

(担当) 菊池 理恵子・任田 卓人

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する第三者意見は、評価対象が発行体の策定したサステナビリティファイナンス・フレームワークへの適合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該評価対象がもたらす環境改善効果・社会的便益を示すものではありません。

本第三者意見は、依頼者から供与された情報および JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況を評価するものであり、将来における状況への評価を保証するものではありません。また、本第三者意見は、サステナビリティボンドによる環境改善効果および社会的便益を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。サステナビリティボンドの発行により調達される資金が環境および社会に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本評価を実施するうえで JCR は、ICMA、LMA、APLMA、LSTA および環境省が策定した以下の原則およびガイドを参照しています。

- ・グリーンボンド原則
- ・ソーシャルボンド原則
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン
- ・グリーンボンドガイドライン
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン

3. 信用格付業に係る行為との関係

本第三者意見書を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業に係る行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、又は閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本評価対象者と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、又はその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果、的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、又は当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるサステナビリティボンドに係る各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見書は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、又は撤回されることがあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部又は全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、発行体が発行するサステナビリティボンドについて、発行体の策定したサステナビリティファイナンス・フレームワークへの適合性に対する第三者意見を述べたものです。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画 金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier (気候債イニシアティブ 認定検証機関)
- ・ICMA (国際資本市場協会に外部評価者としてオブザーバー登録) ソーシャルボンド原則、Climate Transition Finance 作業部会メンバー

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO（Nationally Recognized Statistical Rating Organization）の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル